



## 参 考

### 【根拠法令等】

大津市水道事業給水条例

(工事材料の検査)

第 15 条 工事材料は、あらかじめ平成 9 年厚生省告示第 111 号に定める給水装置の構造及び材質の基準に係る試験による公営企業管理者の検査を受けなければならない。ただし、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号。以下「基準省令」という。)に定める基準(以下「性能基準」という。)を満足する製品規格(日本産業規格、製造業者等の団体の規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、その性能基準の項目の全部に係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上に厳しいものをいう。)に適合している工事材料並びにそれ以外の個別判断が必要となる工事材料のうち製造業者等が自らの責任において性能基準に適合すると自己認証した工事材料及び国際標準化機構が定めるガイドラインに規定する要件を満たす第三者認証機関が性能基準に適合すると認証した工事材料については、検査を行わず、検査に合格したものとみなす。

水道法施行令

(給水装置の構造及び材質の基準)

第 6 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
  - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
  - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
  - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
  - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
  - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
  - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令(浄水の水质を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令)で定める。
- 3～4 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。